

平成 26 年 9 月 1 日

東日本高速道路株式会社  
社 長 広瀬 博 殿  
コンプライアンス委員会  
委員長 広瀬 博 殿

横浜市栄区庄戸三丁目町会  
会 長 工藤 幸子  
道路対策部長 岩倉 正剛

## コンプライアンス違反について（要請）

早速ながら庄戸三丁目町会を代表して以下に示す貴社職員のコンプライアンス違反に関して委員会として厳正な審議と処置がなされることを強く求めます。

### 記

#### I. はじめに

貴社関東支社横浜工事事務所による横浜環状南線（以下「南線」という。）の庄戸地区ボーリング調査に当たり、貴社職員らは住民との話し合いを一方的に打ち切り横浜市所有のフェンスを市の許可を得ないまま大幅に破ってトラックを作業場に進入させる暴挙を行い、これを阻止しようとした一人の住民を多数でフェンスに押し付けた上、仰向けに引き倒すなどの暴力行為を行った。これらの行為は貴社コンプライアンスの倫理行動規範に反するだけでなく、社会通念上からも決して許されるものではなく、貴委員会として取り上げて厳正な審議がなされることを求める。

#### II. コンプライアンス違反の事実

##### 1. 信義則違反と事業評価監視委員会の付帯意見に対する違反

南線計画の最大の問題は、住宅密集地の真中に 6 車線の大型高速道路を建設するという無謀なものであることであり、庄戸地区については 10 車線のトンネルが掘削され、本線 6 車線のトンネル断面積は 870 m<sup>2</sup>で、横浜市地下鉄トンネルの断面積 40 m<sup>2</sup>の 20 倍以上で、これはわが国はもちろん世界でも未だ例のない超巨大なものである。

このようなものが自分たちの住んでいる住宅地の真中に建設されると聞いて住民が地盤沈下や地滑りなど生命、財産に関わる重大事として不安と危惧を覚えるのは当然であり、南線計画発表以来住民は事業者と環境問題を中心に質問集会をはじめ何百回となく話し合いを続けてきたのである。今回の追加ボーリングの件に関しても、2. に述べるように平成 22 年以来住民と貴社横浜工事事務所との

間で文書や口頭でのやり取りを続けてきており、話し合いは現在続行中なのである。しかるに貴社は話し合いを一方的に打ち切り、8月1日に突如一部住民に対して「横浜環状南線 地質調査の実施について」という文書を配布した。これは住民にとって寝耳に水の驚きであり、庄戸三丁目町会としてこのような一方的な文書は撤回して今後も住民との話し合いを続けるように求める文書を国土交通大臣、横浜市長、貴社社長に対して送付した（資料1）。さらに8月22日付で横浜工事事務所長に対してボーリング調査については住民からの質問とこれに対する回答という形の話し合いが続行中であり、これが終わった後に実施すべきである旨を申し入れた（資料2）。

ところが驚くべきことに、貴社社長宛の文書（資料1）に対して社長ではなく横浜工事事務所の斎藤克己工事長名の回答が届けられた。ボーリング調査については現場のことであり、社長が関与する問題ではないということかもしれないが、これは住民を軽視するだけでなく企業としての責任感の欠如を示すものである。というのは、8月25日に住民が貴社に電話で確かめた結果、今回のボーリング調査は貴社全体が関与して行われていることがわかった。従ってこれは貴社全体の問題として社長である貴職は当然これに関与し、住民からの文書に対しては自らこれに真摯に答えるべきであり、それが公共事業を担当する企業の当然のあり方である。

以上のように、今回のボーリング調査は住民との話し合いを一方的に打ち切って強引に実施したものであり、これは話し合い継続中はボーリング調査はしないという互いの合意を踏みにじるもので民法第1条の信義則に違反する不当な行為であり、そのことを指摘しておく。

さらに重大なのは、今回のボーリング調査強行は平成17年3月の国交省事業評価監視委員会の付帯意見（資料3）にある「事業を進めるにあたっては、住民の理解を得ることが不可欠である」に明らかに違反するものであり、貴委員会としてはこれを深刻に受け止めて審議すべきである。

## 2. 文書による約束ごとに違反

平成20年1月から同年8月に至る間に貴社横浜工事事務所（責任者加藤工事長）は住民の強い反対の中、庄戸地区道路予定地内7か所のボーリングを強行し、これで設計に必要なボーリング調査は終わったとして設計用地説明会を開催した。ところが平成22年に横浜工事事務所の川寄工事長名で3か所の追加ボーリング調査を行う旨の文書が住民に配布された。平成20年の7か所のボーリング調査で設計に必要なデータは得られたとして設計用地説明会を開催しながら、今になってなぜ3か所の調査が必要なのか庄戸三丁目町会として川寄工事長を呼んで糺したがこれに何も答えることができなかった。そこで当町会としては地質専門の住民が前回のボーリング調査のデータを検討し、疑問点について質問書を作成し、これにきちんと答えたら追加ボーリングをやるかどうかについて話し合う

ことにしようと提案し、川寄工事長もこれに同意した。

しかし、その後4年間にわたり何の回答もないままに過ぎ、当然のこととして追加ボーリング調査も行われなかった。ところが本年3月に漸く回答が町会に届けられたが、これは極めて不十分なものであったため、同月中に再度質問書を送った。これに対してはいち早く8月に回答されたが、これも質問に十分答えるものでなかったため、町会として再々質問をする必要があると考えてその準備をしていたのである。

ところが前記したように8月1日に突如25日から3か所の追加ボーリング調査を実施する旨の文書が配布され、その後8月25日から調査が強行されたのである。これは質問に対する回答があった場合、住民としてその内容を聞き、きちんとしたものであれば追加ボーリングについて話し合おうという住民と貴社の間の合意を踏みにじるものである。そしてこのことは南線沿線の各団体から成り、庄戸三丁目も加盟している横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（通称連協）と国交省横浜国道事務所、横浜市、貴社横浜工事事務所との間で継続して続けられている質問会の議事録の中にはっきりと記載されているのである（資料4の6頁）。そこに書かれているように、質問に対して回答したらそれですぐボーリング調査をするのではなく、その回答について検討し、話をして、その結果ボーリングをやるかどうかを決めようということでありこのことは口頭だけでなく、文書としてこのようにはっきり残されているのである。ところが貴社の斎藤工事長と上原工務課長はこの記載を認めず、質問に対して回答したらボーリング調査をしてよいのであると主張しているのである。そこで住民らはこの文書が作られた経緯、すなわち先記した質問会での会話を録音したものをもとに議事録を作成し、それを三者に次回の質問会時に正式議事録として提出したものである。実際、今回確かめたところ、当時連協から提出した議事録は横浜工事事務所に今も存在することがわかったが、そのことは当時貴社はこの議事録を受領し、それを検討した結果、それでよいとして連協に異議を申し入れなかったことを示している。

議事録作成について事実関係がこれだけはっきりしているにも拘わらず、貴社横浜工事事務所の担当者はこの議事録の記載は認めず、質問に対する回答をしたのでボーリング調査はやれと主張し、実際そのように行動したのである。これは自分も同意した約束ごとは必ず守るという人間社会の基本であり、小中学生でもわきまえていることを貴社の職員は無視しており、これではもはや何をか況やである。このような人たちが4300億円の巨費を使い、住民の生命、財産に関わる大事業を担当していることに私達は空恐ろしさすら覚えるのである。このような職員の存在を問題とせず放置するとすれば貴社のコンプライアンス委員会の存在理由は全くないことを私達は断言して憚らない。

### 3. 横浜市所有の器物損壊の暴挙

8月25日午前9時に斎藤工事長以下10名余の貴社職員が庄戸の道路予定地に

現れた時、そこにはボーリング調査強行に抗議する 100 名を超す住民が集まっており、予想を超えた多くの住民の前に調査を強行することができず、まず話し合いをしようという住民側の要求に応じ、自治会館で話し合いを行った。10 時過ぎから話し合いが続けられたが、話は平行線のまま昼過ぎに話は一旦打ち切り住民らは昼食のため帰宅した。ところが、昼食もまだ終わらない中、ボーリング機械を積載したトラック 3 台が予定地に侵入したとの報せを受けて住民らは食事もそこそこに現場に駆け付けたのである。そして住民がそこで目にしたものは正常な感覚では想像すらできないようなすさまじい光景であり、予定地を囲んでいたフェンスが大きく破られてそこからトラックが作業場に侵入していたのである。

さらに驚くべきことに、貴社の職員はフェンスの所有者である横浜市の許可を得ることをしないままフェンスを大幅に破ったのである。このフェンスは横浜市の所有物、すなわち私たち市民のものであり、私達はこの暴挙を厳しく追及したが、貴社職員はこれに対して謝罪の言葉は一切ないだけでなく、未だに横浜市長に対して謝罪していないのである。このことからみて、貴社は作業終了後にフェンスを原状復帰すれば良いと考えているとしか思われぬが、これは盗んだ金を返せば盗んだことにならず、罪にもならないと主張する盗人と同じ荒唐無稽の議論であり、原状復帰してもフェンスを無断で損壊した事実は不法行為として厳然として存在するのである。貴社職員はこのような単純な社会常識すら欠いているとしか思われぬのである。このことからみて、貴社職員は他人の器物を許可なく損壊するのは不法な犯罪行為であることの認識もないように見れるのである；これが果たして貴社のコンプライアンスの倫理行動規範にある「私たちは、法令、社会規定や社会のルールを順守することはもちろんのこと、高い倫理観に基づき行動します。」に照らして許されるのか問いたいのである。

#### 4. 貴社職員の住民に対する暴力行為

3. に述べたように、貴社職員は自治会館での話し合いを一旦中止し、住民が帰宅して昼食中に騙し討ち的に道路予定地のフェンスを破ってトラックを作業場に侵入させたが、このことにいち早く気付いた一人の住民が急いで駆け付けて、フェンスを破るのを阻止しようとした。これに対して、20 名以上の貴社職員が押し寄せ、数人がかりで住民をフェンスに押し付けた上、さらに住民を仰向けに引き倒し（衣服の背部が汚れていたことから仰向けとわかる）、その上に馬乗りになるなどしてトラックの侵入が終わる間、住民を押しえつけていたのである。

所有者である横浜市の許可なくフェンスを破るのは不法な犯罪行為であり、これを所有者である横浜市民が阻止するのは当然の行為であるにも拘わらず、貴社職員には自らの行為が犯罪に当たるという自覚がないだけでなく、それを阻止しようとした住民をボーリング調査を邪魔する者としてフェンスに押し付けて引き倒すなどの暴力行為を当然の事のように行ったのである。

しかもそのやり方は高齢の住民であることへの配慮は一切なく、屈強な者同士

の争いそのままに極めて手荒いものであり、そのため、住民は体全体の痛みと精神的なダメージのために暫く外出することもできなかったのである。しかるに貴社はこのように身体的及び精神的に大きなダメージを与えながら、当該住民への謝罪もないのである。貴委員会としては、社員のこのような暴力行為を放置することなく、厳正な審議を行うべきであり、そのことを強く求める。

さらに 8 月 25 日には貴社職員によるもう一件の暴力行為があり、これについて述べておく。上記したように住民の一人がフェンスの所で暴力行為を受けた直後、もう一人の住民が現場に駆け付け、駐車してあった自分の車のところに行こうとしたとき、20 人余りの貴社職員が取り囲んで進行を阻み、そこで揉み合う間にメガネが落ちて壊れたのである。幸い眼に負傷はなかったが、掛けているメガネが落されたことからみて、貴社職員が通行を阻もうとしてかなり手荒らなことをしたことは間違いない。そもそもこれは歩道での出来事であり歩道を歩んで目的地に行こうとする人間を阻む権利は誰にもないのであり、これは法律に反する違法行為であるだけでなく、理由もなく人の通行を邪魔する人権侵害である。これも、住民をフェンスに押し付けて引き倒した暴力行為と同じく法律に違反し、社会常識を無視した行為として許し難いコンプライアンス違反であり、貴委員会として深刻に受け止めることを求める。

### Ⅲ. おわりに

貴社はコンプライアンスとして倫理行動規範を作ってこれを公表し、(1) ルールの順守、(2) 人間尊重…等々社員が守るべき項目を列記している。ただ、いかに美麗句を並べてもそれが守られなければ何の意味もないのである。とくに住民と直接接触する現場の職員がこの行動規範を守るかどうかが大変であり、それが守られないとき、この行動規範は単なる言葉の虚構に過ぎないものとなる。本件は誰が見ても重大なコンプライアンス違反であり、これがいかに厳正に審議、処理されるかは貴社のコンプライアンスに対する在り方を示すものとして私達は厳しく見守っていくつもりである。

以上